## 変更契約締結に関する説明書

1. 変更契約時提出書類	
<b>(1) 工事請負変更契約書</b> (様式第2号)・・・・・・・・	2部
●変更契約書については宇佐市のホームページに指	載していますので、県の変更契
約書ではなく宇佐市の指定様式でお願いします。	http://www.city.usa.oita.jp/
<b>(注)1</b> 契約書1 <b>通</b> に収入印紙(課税標準とされる	契約金額は、変更請負増額から
消費税及び地方消費税の額を除いた金額であ	
2 <b>減額の場合は、</b> 記載金額のない第2号文書	に該当するので、200円の収
入印紙を貼付し消印すること。	1944 H 1. w ~ 1
3 変更契約書については、 <u>市の指定様式を必</u>	<u>ず使用すること</u> 。
(県等の様式は使用しないこと。) (2) 契約の保証を付したことを証する書類・・・・・・・	1部
(2) 契約の休証を刊したことを証する書類・・・・・・・ ① 請負代金額の増額変更時の取扱い	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
請負代金額の増額が2割を超える変更を行おうとする	5場合で 契約保証金の金額(公
共工事履行保証証券による保証の場合にあっては、保証	
っては、保険金額)が変更後の請負代金額の12分の1	
額(公共工事履行保証証券による保証の場合にあっては	
合にあっては、保険金額)を変更後請負代金額の10分	分の1以上に増額変更の手続きを
行い、変更後の契約の保証を証する書類を提出すること	- o
② 工期延長時の取扱い	
保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間に対しています。	
延長変更の手続きを行い、変更後の工期を含んだ契約	
こと。ただし、現金及び前払保証事業会社の保証の場	合は提出を要しない。
なお、この場合の取扱いは監督員と協議すること。 (3) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書・・・・・・	1 並
当初契約の課税期間内に変更契約締結予定日が含ま	
が含まれる課税事業者届出書又は免税事業者届出書を	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(4) 現場代理人及び主任技術者等選任(変更)通知書・・	-
① 請負代金額の増額変更時の取扱い	
変更後の請負代金額が、3,500 万円(建築一式工事	にあっては 7,000 万円) 以上に
なったときは、当該建設工事の現場に専任の主任技術	f者を設置しなければならない。
② 請負代金額の減額変更時の取扱い	
変更後の請負代金額が、3,500 万円(建築一式工事	,
なったときは、当該建設工事の現場に設置される主任	:技術者は専仕を要しない。
③ 工期の変更時の取扱い 約款上、工期の変更があろうとも受注者は、変更通知	まな担果する美数けない
	1音を促山りる我務はない。
2. 契約締結後提出書類	
(1) 建退共証紙購入申告書・・・(※共済証紙は、契約締約	皆日以後に購入のこと。)・・1 部
請負代金額の増額変更があった場合は、共済証紙を追	
に貼付して建退共証紙購入(変更)申告書を提出する	こと。
※ [ 提出期限 契約締結後7日以内 ]	
(2) 変更工程表・・・・・・・・・・・・・・・・	1 部
※ [ 提出期限 契約締結後14日以内 ]	
◎ 上記の変更契約提出書類提出先	【 工事担当課 】